

第31回浜中町農業委員会総会議事録

1 日 時 令和8年1月30日（金） 午前10時00分

2 場 所 浜中町役場茶内支所 会議室

3 出席委員 12名

1番 妹尾伸二

2番 嗟峨弘巳

3番 押切秀志

4番 新井功仁恵

6番 阿部栄子

7番 篠原弘

8番 齋藤晃佳

9番 谷口正明

10番 宮崎義幸

11番 工藤均

12番 百々栄二

13番 白川英之

4 出席職員 3名

事務局長 酒井美和子

農政係長 埴見堅

農地係 前田一成

5 議 事

- | | | |
|--------|---------|--------------------------------------|
| 日程第 1 | | 総会成立報告 |
| 日程第 2 | | 開会 |
| 日程第 3 | | 議事録署名委員の指名 |
| 日程第 4 | | 会期の決定 |
| 日程第 5 | | 会務報告 |
| 日程第 6 | 議案第 1 号 | 農地法第 18 条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について |
| 日程第 7 | 議案第 2 号 | 農地法第 3 条の規定による許可申請について |
| 日程第 8 | 議案第 3 号 | 農用地利用集積等促進計画を定めるべきことの要請について |
| 日程第 9 | 議案第 4 号 | 令和 8 年度浜中町農業委員会事業計画の策定について |
| 日程第 10 | 議案第 5 号 | 浜中町農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の策定について |
| 日程第 11 | 議案第 6 号 | 令和 7 年度浜中町農業委員会補正予算の提出について |
| 日程第 12 | 議案第 7 号 | 次回総会日程（予定）について |

事務局 長

第31回浜中町農業委員会総会の開会に先立ち、ご報告申し上げます。

本日の会議の出席委員は、在任委員12名のところ12名の出席であります。よって、浜中町農業委員会会議規則第8条の規定により、本日の総会が成立しておりますことをご報告申し上げます。

それでは、開会にあたり職務代理よりご挨拶をいただきます。

議 長

皆さんおはようございます、年が明けて初めての方もおりますので、本年もどうぞよろしく願いいたします。

冬本番の寒さが続いておりますが、体調を崩すことなくお過ごしのことと思います。まだ寒さが続きますので、この寒さを乗り切っていきたいと思います。

令和8年新しい年を迎えるにあたり、今年の抱負を考えておりますが農業委員としての本来の活動、そして地域の中での数々の業務に当たられ対応くださいまして、大変ありがとうございます。皆様方には、今期の残り半年間の任期の中で委員としての活動に邁進されることをお願いいたしますと共に、年が明け早々に衆議院が解散され真冬の総選挙に入っておりますが、国民の生活そして国の在り方が問われる選挙になっていると思います。良い方向に向かうことを望みたいと思います。

春先に向けて農地利用集積等促進計画の案件が複数件上がっております、地域内での協議も控えておりますのでよろしくお願いしたいと思います。

本日は、議案を6件提案しております、慎重審議をお願いして、開会のあいさつとさせていただきます。

日程第3 議事録署名委員の指名を行います。

本日の会議の議事録署名委員は、浜中町農業委員会会議規則第70条の規定により、議長において、3番押切委員、4番新井委員を指名いたします。

日程第4 会期の決定を議題とします。

本総会の会期は、本日1日としたいと思います。これにご異議ございませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

よって、本総会の会期は、本日1日と決定いたしました。

日程第5 会務報告をいたします。事務局より報告させます。

事務局 長

前回総会から本総会までの間の、会務についてご報告申し上げます。

1月5日、「浜中町新年交礼会」が総合文化センターで開催され、白川会長と嵯峨職務代理が出席しております。

1月14日～15日、「令和7年度自治体情報システム協議会第1回農政部会全体会議」が札幌市で開催され、埴見係長が出席しております。

1月15日、「農業委員推薦等に関する事前説明会」を茶内支所2階会議室で開催し、私が参加しております。茶内農連、茶内第一、茶内第三、西円朱別、円朱別地区の方々を対象に、農業委員の募集内容、推薦・応募資格、委員の業務内容などについて説明を行っております。

1月16日、前日と同様の説明会を姉別農村環境改善センターで開催し、私と埴見係長が参加しております。対象地区は浜中・熊牛、姉別、厚陽地区で前日と同様の説明を行っております。

1月22日、「令和8年度農地中間管理事業実施計画市町村協議」が釧路市で実施され、私と農林課の平野係長が参加しております。令和8年度予定の農地中間管理事業及び農地保有合理化事業について、北海道農業公社釧路支所の担当者と協議を行ったところです。

1月28日、「第5回農政部会」を開催し、農政部会委員5名と白川会長、嵯峨職務代理、事務局3名が出席しております。広報はまなか3月号の掲載記事と本日の総会に提案しております。令和8年度の事業計画、最適化の推進に関する指針、令和7年度補正予算について協議を行っております。

1月29日、「令和8年第1回浜中町議会臨時会」が役場本庁で開催され、私が出席しております。

以上、会務報告の説明を終わります。

議 長

事務局より報告が終わりました。
ただ今の会務報告を含め本日の議案関係以外で質問等があればこれを受けます。

各 委 員

(なしの声)

議 長

ないようなので、これで会務報告を終了します。

日程第6 議案第1号 農地法第18条の規定による合意解約通知の成立状況の確認についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事 務 局 長

議案第1号 農地法第18条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について、提案の理由及びその内容をご説明申し上げます。

農地法第18条第1項では、「農地又は採草放牧地の賃貸借の当事者は、都道府県知事の許可を受けなければ、賃貸借の解除、解約の申入れ、合意による解約をしてはならない。ただし、合意による解約が、土地を引き渡すこととなる日より6ヶ月以内前に成立し、その旨が書面において明らかである場合は、この限りでない。」と規定されております。

また、同条第6項では「その解約が行われた場合には、農業委員会に通知をしなければならない。」とされております。

本案は、4件の合意解約による届出でございますが、整理番号1から3については、釧路市芦野〇丁目〇番〇〇号、〇〇〇〇氏より賃貸借していた土地で、整理番号1の借主は、茶内栄〇〇番地、〇〇〇〇〇〇〇〇、対象地は厚陽〇〇〇番ほか〇筆、面積〇〇万〇、〇〇〇．〇〇㎡、契約期間は令和〇年〇月〇日から令和〇年〇〇月〇〇日までとなっており、この度の解約により令和〇年〇月〇〇日に土地の引き渡しが行われます。

次に整理番号2の借主は、同じく〇〇〇〇〇〇〇〇、対象地は厚陽〇〇〇番、〇筆、面積〇万〇、〇〇〇．〇〇㎡、契約期間は令和〇年〇〇月〇日から令和〇年〇〇月〇〇日までとなっており、この度の解約により令和〇年〇月〇〇日に土地の引き渡しが行われます。

次に整理番号3の借主は、厚陽〇〇〇番地、〇〇〇〇氏、対象地は厚陽〇〇〇番、〇筆、面積〇〇万〇、〇〇〇．〇〇㎡、契約期間は令和〇年〇月〇日から令和〇〇年〇月〇〇日までとなっており、この度の解約により令和〇年〇月〇〇日に土地の引き渡しが行われます。

整理番号4は、熊牛西〇線〇〇番地、〇〇〇〇氏が、〇〇〇〇氏より賃貸借していた土地の合意解約で、対象地は熊牛西〇線〇番、ほか〇筆、面積〇〇万〇、〇〇〇．〇〇㎡、契約期間は令和〇年〇〇月〇日から令和〇〇年〇〇月〇〇日までとなっており、この度の解約により令和〇年〇月〇〇日に土地の引き渡しが行われます。

以上、本案について提案理由の説明を申し上げましたが、詳細につきましては、農政係長より説明させていただきますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

農 政 係 長

(詳細説明あるも省略)

議 長

事務局より提案理由の説明が終わりました。

これから議案第1号の質疑を行います。本案については、整理番号1、2で〇番〇〇委員、〇〇番〇〇委員が、整理番号3で〇番〇〇委員が浜中町農業委員会会議規則第10条の規定により、議事参与の制限に該当いたします。

議案審議の順番につきましては、整理番号1と2の審議を行い、続いて整理番号3の審議を行い、その後整理番号4の審議に入りたいと思います。

〇〇番〇〇委員、〇〇番〇〇委員につきましては、ここで退席願います。

(〇〇委員、〇〇委員退席)

これから議案第1号の質疑を行います。

整理番号1について質疑ありませんか。

各 委 員	(質疑なしの声)
議 長	質疑なしと認めます。 次に、整理番号2の質疑を行います。 質疑ありませんか。 1番妹尾委員。
妹 尾 委 員	整理番号1の賃貸借農地法で整理番号2だと基盤強化法になっていますが、農地法は3条で整理番号2は基盤強化の違いを説明をお願いします。
事 務 局	整理番号1の時の賃貸借は令和〇年〇月〇〇日ございまして、議案3ページの黄色い部分を農地法で借りるということで手続きを取っておりました。その後、整理番号2の方の赤い表示の土地ですが、ここはその前にほかの方が使っていて解約されました。その時に次に使う人を探す段階で希望者が居なく、〇〇〇〇が借りることとなりました。〇か月前に農地法で借りていて、次に〇か月後に赤いところを借りることとなり集積を利用できることから、基盤強化法の手続きを取りました。
妹 尾 委 員	わかりました。
議 長	ほかありませんか。
各 委 員	(質疑なしの声)
議 長	質疑なしと認めます。 次に、討論を省略し、整理番号1を採決いたします。お諮りします。 本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
各 委 員	(異議なしの声)
議 長	異議なしと認めます。 よって、整理番号1は、原案のとおり可決されました。 次に、整理番号2を採決いたします。お諮りします。 本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
各 委 員	(異議なしの声)
議 長	異議なしと認めます。

よって、整理番号2は、原案のとおり可決されました。

(〇〇委員、〇〇委員入室)

次に、整理番号3の審議を行います。〇番〇〇委員につきましては、ここで退席願います。

(〇〇委員退席)

これから整理番号3の質疑を行います。

質疑ありませんか。

各 委 員 (質疑なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、討論を省略し、整理番号3を採決いたします。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。

よって、整理番号3は、原案のとおり可決されました。

(〇〇委員入室)

これから整理番号4の質疑を行います。

質疑ありませんか。

各 委 員 (質疑なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、討論を省略し、整理番号4を採決いたします。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。

よって、整理番号4は、原案のとおり可決されました。

前 田 主 事

(詳細説明あるも省略)

議 長

事務局より提案理由の説明が終わりました。

これから議案第3号の質疑を行います。本案については、整理番号3で〇〇番〇〇委員、〇〇番〇〇委員が、浜中町農業委員会会議規則第10条の規定により、議事参与の制限に該当いたします。

議案審議の順番につきましては、整理番号1と2の審議を行い、続いて整理番号3の審議を行った後、整理番号4と5の審議に入りたいと思います。

これから議案第3号の質疑を行います。

整理番号1について質疑ありませんか。

各 委 員

(質疑なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。

次に、整理番号2の質疑を行います。

質疑ありませんか。

8番齋藤委員。

齋 藤 委 員

〇〇さんの土地の〇〇〇番の航空写真を見ると建物が建っていて、以前の話だと〇〇は買わないで、土地を更地にしてからという話があったと思いますが。

事 務 局

議案関係資料の2ページで確認できると思いますが、厚陽〇〇〇番の農地の中に建物が少しはみ出ております。〇〇〇〇の事業ですが、〇〇〇〇が買い取ったあと、5年間の一時貸付を行う場合は更地にしてくださいということですが、この〇〇〇番は〇〇〇〇〇が即買いいたします。即売り即買いの場合は、この建物の解体はしなくてもよろしいですとのことで、〇〇の方からいわれております。今回ここは、即買いの対象地となっておりますので、このままということになっております。

齋 藤 委 員

わかりました。

議 長

ほかありませんか。

各 委 員

(質疑なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。

次に、討論を省略し、整理番号1を採決いたします。お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 案 異議なしと認めます。
よって、整理番号1は、原案のとおり可決されました。
次に、整理番号2を採決いたします。お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
よって、整理番号2は、原案のとおり可決されました。
次に、整理番号3の審議を行います。〇〇番〇〇委員と〇〇番〇〇委員につき
ましては、ここで退席願います。

(〇〇委員、〇〇委員退席)

これから整理番号3の質疑を行います。
質疑ありませんか。

1番妹尾委員。

妹 尾 委 員 〇〇が整理番号2番で買って整理番号3番で〇〇に売って即売りタイプなんです
が、手数料半分しか払わない形になるんですけど、これ半分は〇〇の利益ですか。
買うときは〇〇万の〇パーセント手数料を取ってますけど、売るときは〇パーセ
ントの手数料、それって〇〇の利益になっているということなんですか。

事 務 局 〇〇に売り渡すときは〇パーセント手数料が掛かる、そして〇〇から買い取る
ときには〇パーセント手数料が掛かるというのがこの事業なので、手数料合計したら
〇パーセントになるかと思いますが、〇〇の利益になっていると思います。

妹 尾 委 員 わかりました。

議 長 ほかありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
次に、討論を省略し、整理番号3を採決いたします。お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

各委員 (異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
よって、整理番号3は、原案のとおり可決されました。

(〇〇委員、〇〇委員入室)

これから整理番号4の質疑を行います。
質疑ありませんか。

各委員 (質疑なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
次に、整理番号5の質疑を行います。
質疑ありませんか。

各委員 (質疑なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
次に、討論を省略し、整理番号4を採決いたします。お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

各委員 (異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
よって、整理番号4は、原案のとおり可決されました。
次に、整理番号5を採決いたします。お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

各委員 (異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
よって、整理番号5は、原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第4号 令和8年度浜中町農業委員会事業計画の策定についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事務局 長

議案第4号 令和8年度浜中町農業委員会事業計画の策定について、提案の理由をご説明申し上げます。

まず、今年度の事業計画の策定にあたっては、令和5年4月より施行された「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律」に基づき、現在市町村で策定されている「地域計画」の推進を含めた農業委員会の活動を重点としておりますことをご理解いただきたいと思います。

それでは事業計画の概要について、順にご説明申し上げます。

1ページ目「はじめに」でございますが、現在の社会情勢により直面している今後の農業の動き、全国農業委員会組織の取り組み方等について記載しております。

次に2ページは、「1. 基本方針」として、農地利用の最適化と担い手育成、遊休農地解消を関係機関と連携して進める方針について内容を記載しております。

基本方針については、浜中町農業委員会独自としてではなく、農業委員の活動の基本そのものということで、(1)から(4)まで記載させていただいております。

次に2ページ下段からは、「2. 重点施策及び事業内容」として、1番の基本方針をさらに細かく噛み砕いた形で、重点施策を作っております。

内容としましては、農地法に基づく適正な事務の推進と農地利用最適化推進活動の充実、遊休農地の発生防止と解消の推進、担い手への確保・育成を支援し、委員活動の強化と地域農業の維持・発展に努めるものとするとして、重点施策をまとめさせていただいております。

次に4ページ、「3. 具体的な取組」ですが、浜中町農業委員会としての具体的な取り組み内容を記載させていただいております。1番目に諸会議の開催、2番目に活動計画の策定と点検・評価及び公表です。

3番目にタブレットの有効活用、タブレットにつきましては、①で現在総会での活用はしておりますが、②番は農地の現地確認にはまだ活用できておりません。昨年の先進地視察でもって情報を勉強してまいりました。それを何とか取り込んで現地の方にも使っていきたいと思っております。

4番目に農地状況調査、農地パトロールの実施。

5番目には農地台帳システムの整理ということで、こちらは以前ご指摘がありました、過去に農地転用あるいは農地現況証明などの手続きを行われずに建物を建てている土地、農業委員さんの土地、施設周辺については確認済みでございますが、他の一般農家の方々の措置についても、令和8年度確認を行い、農地台帳の整理と現況証明の必要があれば手続きを取っていくということで、5番目は農地台帳のシステムの整理をやっていきたいと思っております。

6番目ですが各種会議研修会の参加ということで、これは①から③まで、現在決

まっている会議研修会等について載せております。

7番から11番までは、農業者年金の推進、加入推進活動の実施、それと浜中町農業者年金協議会の活動、委員職員親睦会の活動、そして農業会議、釧路地方農委連との連携協力で、その他関係団体との連携協力ということで、記載させていただいています。

このように、研修会会議に参加して知識向上を図っていただくとともに、農業者年金の加入促進や地域団体との連携を強化し、委員会活動の充実を目指すとしております。委員の皆様には、このことを十分認識し、日頃の活動に当たっていただきたいと思っております。

以上、令和8年度浜中町農業委員会事業計画の内容について、概略を説明させていただきましたが、本提案は、1月28日開催の第5回農政部会において審議をいただき、総会へ提案させていただいておりますことを申し添えいたします。

以上、よろしくご審議くださるようお願い申し上げます。

議長 事務局より提案理由の説明が終わりました。
これから議案第4号の質疑を行います。
質疑ありませんか。

各委員 (質疑なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
次に、討論を省略し、議案第4号を採決いたします。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

各委員 (異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
よって、議案第4号は、原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第5号 浜中町農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の策定についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事務局長 議案第5号 浜中町農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の策定についてご説明申し上げます。

農業委員会等に関する法律の改正法が平成28年4月1日に施行され、同法第6条第2項において、担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進を図るべく「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な事務として位置付けられております。

また、同法第7条第1項において、農地等の利用の最適化の推進の公正な実施と各現場での委員の活動の整合性を確保するため、農業委員会は、「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」を策定し、農業委員の改選に併せて定期的に見直しを行うことが望ましいとされております。

この指針は、遊休農地の解消・担い手への農地利用の集積面積・新規参入者の確保数の数値目標とその目標の達成に向けた具体的な推進の方法を定めるものでございます。また、策定後は同法第7条第3項の規定により、公表が義務付けされており、ホームページに掲載を予定しています。

なお、この指針は、令和5年4月1日施行の改正農業委員会法を踏まえ、全国農業会議所が内容を修正した指針案を参考として作成していることを申し添えます。

2ページから4ページにかけては、第2「具体的な目標、推進方法及び評価方法」ですが、遊休農地の解消目標、担い手への農地利用の集積・集約化、新規参入の促進について策定しており、具体的な目標については、「最適化活動の目標の設定等」のとおりとしております。

5ページ目、第3「地域計画」の目標を達成するための役割については、農地を効率的かつ総合的に利用していくため、農業委員会としての役割を設定しております。

以上、浜中町農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の内容について、概略を説明させていただきました。詳細については農政係長より説明させていただきますので、よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

農政係長

(詳細説明あるも省略)

議長

事務局より提案理由の説明が終わりました。

これから議案第5号の質疑を行います。

質疑ありませんか。

1番妹尾委員。

妹尾委員

4ページ目の上段の④ですが、農地の所有者等確知することができない農地の扱いと書いていますが、具体的に何をもって所有者等を確知することができないという定義でしょうか。

事務局

申し訳ございませんが、ただいま資料がないのでお答えできません。

妹尾委員

浜中町で所有者を確知することができない農地っていうのは存在するんですか。

事務局

確認は取っていないですが、浜中町には存在していないと把握はしていましたが、

一筆一筆全部をきちっと調べたわけではありません。申し伝えて存在しないというふう聞いていたので、ないと思っておりました。農地の取扱いはどのようなことをいうのかというと、過去の研修会で確か資料をいただいた記憶があるので、その資料を確認して、後日お答えするということでよろしいでしょうか。

嵯峨委員 所有者が死亡して例えば相続を放棄した、そういう場合はまるっきり空地になってしまう状況もありうる。

妹尾委員 そういうときも相続放棄すると国に行っちゃうんで、所有者が確知することができないと国の物になるので。例えばこれ所有者はいますけど、どこに住んでるかわからない、納税もされていないというものだと、多分所有者が確知できない農地となるんだろうけど、これ地域計画の時に一筆一筆全部やってるはずなんで、わかると思うんだけど、実際あるのかどうなのか。

事務局 調べたところ国が言っている所有者が不明農地というのは、登記簿や住民票を調査して、その登記簿と住民票には記録があったとしても所有者が不明だということと、あとは連絡がつかない土地のことと書いてあります。浜中町では地域計画の目標地図を作成する時に3人くらいだったかと思いますが、出てきました。実は農家の人の所有地でないのが一筆混ざっていたとか、そういうのが目標地図を作っている時に出てきた記憶はあります。そしてその農家の人に問い合わせても、「ここ自分の土地だと思っていた。」っていった事例は確かにありました。それをどのように解消していくのかということで、農協の金融に担当者がおりまして、その方とも相談したのですが、まったくの縁故者でも何でもない人の土地だったらしく、所有者とされている人の土地なのかどうかも実ははっきりわからないということで何の手続きも進めない状態になりまして、結局そのままその農家の方が自分の土地として使っているという土地は確か、町内に1か所か2か所あったような気がします。

妹尾委員 これ所有者を確知することができない農地と認定された場合は公示手続きをして、中間管理機構を通じて利用権設定ができるって書いてるんですけど、要は所有者を確知することができない農地にしない限り、これはできないわけでしょ。その所有者を確知することができない農地にするためにはどうしたらいいのっていうことを知りたい。

例えば、所有者に連絡がつかない、納税もされていないとなると、所有者が確知することができない農地になるのか。それとも連絡がつかないだけで、納税は誰かが税金を納めていれば多分連絡つかないことないと思うんで、その辺ちょっと調べてもらいたいんです。

農地なのに所有者はいるけど、違う人が使っているというのは実際ある。

事務局 税金は、その農家の人には掛かっていなかったと思います。

妹尾委員 ただその所有者が税金払ってるのかどうかというのは、税務課に聞かないとわかんないわけでしょ。

事務局 農地の税のことはよくわからないんですけど、農家としては自分の土地だと思って使っているけど、狭い農地だったら税金がかからないこともあるようで、調べてもらった時には、具体的に言わせてもらいますけど、〇〇の〇〇さんの所に〇筆と、〇〇の〇〇さんのところに〇筆あったと思うんですけど、こちらは税務課に調べてもらったところ、面積が広くないので課税していないとのことですよ。

妹尾委員 そうすると、その所有者を確知することができない農地として扱えるのか。扱えるんだったら、この公示手続きして、中間管理機構を通じて利用権設定してもらおうと、所有できるわけですよ。

事務局 最初は自分の祖父の代からずっと使っているとのことだったので、農協と打合せた時には、20年以上自分のものとして使っているということは時効取得という方法があるので、その方法を進めていこうかって言ったんですが、金融の担当者が司法書士さんと打合せた時には、どんな理由かはわからないんですけど、時効取得の方法は取れないと言われたらしく、それで今までその土地は何も手立てされずに今に至っています。

妹尾委員 それで所有者の確知することができない農地っていうふうになれば手続きできるので、そこを調べてもらえますか。

事務局 公社に問い合わせてみます。公社が入った後に結局今使っている人の農地として扱えるようになればいいかと思うんですけど、公社の方で、もし国の方にやっちゃうよとかなったら、それはそれでちょっと農家の人も困るので。

妹尾委員 国の方にやったとしても、国から買い取ることができるから別にそれはいいんだけど。結局はじゃあ農家の人の土地になってないと事業できない。国営事業とかそういうのは人の土地手付けられないんで、やっぱり公社から借りてるとかだともあてできるけど、他人名義のものでできないんで、そこをまあどういう手段でもいいからできるものであればしたいっていう。多額に費用を請求されるだと黙っていればいいけど、そうもいかないんで、ちょっとそこを調べてくれると、こういう方法があるんだったら将来的にもやっとならないと。ましてこの先法人とかがなるともって面倒くさくなってくるんで、よろしくお願いします。

事務局	わかりました、調べておきます。
議長	今の妹尾委員の問題提起に関しては、事務局が調べてみるということなので、その方法等がわかったり、決まれば報告したいと思います。 ほかにありませんか。 6番阿部委員。
阿部委員	3番の(2)の②、新規就農フェア等への参加についてってあるんですけど、こういうフェアってあるんですか。
事務局	これは、1年間の間でも幾度となく実施されております。浜中町では農業委員会ではなく、農林課が担当しております。農林課の担当者と農協の担当者などが、そのフェアに出向いて新規就農の受け入れということで、活動は行ってもらっています。
阿部委員	わかりました。
議長	ほかにありませんか。
各委員	(質疑なしの声)
議長	質疑なしと認めます。 次に、討論を省略し、議案第5号を採決いたします。 本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
各委員	(異議なしの声)
議長	異議なしと認めます。 よって、議案第5号は、原案のとおり可決されました。 日程第11 議案第6号 令和7年度浜中町農業委員会補正予算の提出についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。
事務局長	議案第6号 令和7年度浜中町農業委員会補正予算の提出について、提案の理由及びその内容をご説明申し上げます。 この度の予算補正は、年度末にあたり歳入の交付金決定や、歳出の決算見込みに

基づき補正をしようとするものでございますが、歳入では、14款使用料及び手数料の現況証明手数料については、収入額増により4万5千円の増、16款道支出金の農業委員会交付金については、交付金算定内容の変更により39万3千円の増、農業委員会補助は、補助算定内容の変更により13万1千円の減、農地利用最適化交付金は、交付金算定内容の変更により32万4千円の増となっており、21款諸収入の農業者年金業務委託手数料21万3千円の減につきましては、交付金額の確定によるもので、歳入の補正につきましては、あわせて41万8千円の増額となります。

一方、歳出では、農業委員会委員に要する経費は支出見込に伴い26万1千円の減、農業委員会事務局に要する経費についても、支出見込に伴い81万6千円の減額で、歳出の補正は、合わせて107万7千円の減額となります。

以上、本案について提案理由の説明を申し上げましたが、概略につきましては農政係長より説明させますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

農政係長

(詳細説明するも省略)

議長

事務局より提案理由の説明が終わりました。
これから議案第6号の質疑を行います。
質疑ありませんか。

各委員

(質疑なしの声)

議長

質疑なしと認めます。
次に、討論を省略し、議案第6号を採決いたします。お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

各委員

(異議なしの声)

議長

異議なしと認めます。
よって、議案第6号は、原案のとおり可決されました。

日程第12 次回総会日程についてを議題とします。事務局より提案させます。

事務局長

次回総会について、2月26日、木曜日、午前10時00分からを提案します。

議長

事務局より提案がありましたが、次回総会日程については、2月26日、木曜日、午前10時00分からというところでよろしいでしょうか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議がないようなので、次回総会日程については、2月26日、木曜日、午前10時00分から決定いたしました。

以上で、本総会に付議された案件は全部終了いたしました。
これで、第31回浜中町農業委員会総会を終了いたします。
ご苦労さまでした。

閉会時刻 午前11時30分

上記会議の顛末を記載し相違なきことを証するため署名捺印する。

浜中町農業委員会 会長 白川英之

浜中町農業委員会 3番 押切秀志

浜中町農業委員会 4番 新井功仁恵